久留米市エンゼル支援訪問事業 (産前産後ヘルパー派遣事業)

妊産婦さんがいる家庭をヘルパー(エンゼル応援隊)が訪問し、 家事や育児のお手伝いをします。

● 対象

次のいずれにも該当する家庭

- ① 親子(母子)健康手帳交付後から出産退院後6カ月以内の妊産婦さんがいる家庭
- ② 日中、家族などから家事や育児の支援を受けることが難しい家庭



● 利用期間

親子(母子)健康手帳交付後から出産退院後6カ月以内に60日まで ※多胎児、低出生体重児の場合は、2歳になる日までに90日まで

● 利用時間

9時から17時までの4時間以内(日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

● 利用回数

1日1回

※送迎の利用に限り、1日に送り迎えの2回利用することができます。



●利用者負担額(利用料)

世帯区分	利用者負担額(1時間あたり)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	300円
上記以外	5 0 0 円

※生活保護世帯の場合は保護証明書、市民税非課税世帯の場合は所得(非課税)証明書 (4月から6月までの間に登録する場合は前年度分の所得(非課税)証明書の提出が必要です。 ただし、同意書の提出等による同意のうえ、市が保有する情報で確認できるときは、添付書類を省略 することができます。

○申込・問合せ

エンゼル支援訪問事業

松柏子育て支援センター TEL·FAX 0942-33-5360

市ホームページ▶▶



派遣登録申込書の提出

○松柏子育て支援センターへ 直接提出する

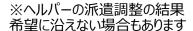
又は

○下記QRコードより電子申請 にて提出する

○市から利用可否の通知が送付されます

派遣の依頼

○松柏子育て支援センターに ヘルパー派遣の希望日時を連 絡する(0942-33-5360)



※利用希望日の2日前までに ご依頼ください



○ヘルパー利用の翌月に納付書を送付しますので、金融機関等の窓口で利用者負担金のお支払いをお願いします





派遣登録申込書は 電子申請にて提出 できます▶▶▶



市ホームページから ダウンロードすることも できます ▶▶▶▶



家事支援	できること(例)	できないこと(例)
食事の準備・片付け	・簡単な調理(1回分2品) ・片付け、食器洗い	・特別な手間をかけて作る料理・来客の対応・離乳食・作り置き(冷凍保存用など)
衣服の洗濯	・衣類を干す、たたむ・アイロンがけ	・家庭用洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間を かけて洗う洗濯 ・コインランドリー
居室等の掃除	・リビング、寝室、台所、浴室などの簡単な掃除や 片付け	・特別な手間をかけて行う掃除(大掃除・床のワックス・雑巾がけ庭仕事・トイレ) ・ごみ捨て
生活必需品の買い物	・近隣のスーパーやコンビニなどで購入可能な 食材・日用品の買物	・生活必需品以外の買い物 (出産祝い品、大型の買物、医薬品など)

※買い物の費用はヘルパーが立て替え、領収書と現金引換えです

育児支援	できること (例)	できないこと(例)
授乳の準備・介助	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・授乳の手伝い	
おむつ交換・着替えの介助	・おむつや衣服の交換、後片付け	・布おむつの手洗い
沐浴(生後1か月) 沐浴介助・入浴介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの用意、後片付け ・赤ちゃんの沐浴、拭き上げ、着替えの手伝い	・おへその消毒・爪切り ・保湿剤の塗布 ・体温が37.5度以上ある時
きょうだい児(就学前)の世話	・居室内でのきょうだい児のあそび相手、食事、おやつの世話・着替え、トイレ介助、おむつ交換・保護者同伴でのきょうだい児との外出	・保護者同伴なしでのヘルパーときょうだい児の 外出 ・きょうだい児をお風呂に入れる(介助は可)
保育園等への送迎支援	・きょうだい児の園への送迎 (1ヶ月を目途。徒歩、タクシー利用に限ります)	・ヘルパーの車での送迎・きょうだい児の習い事への送迎
赤ちゃんとの留守番	・授乳、おむつ交換 ・睡眠時にそばでできる家事	・沐浴 ・調理 ・赤ちゃんから離れた場所での家事(風呂掃除・2階 の洗濯取り入れ)
その他	・保護者同伴での赤ちゃんの外出補助 (病院受診への付き添い、健診、予防接種の付き添い)	・保護者同伴なしでのヘルパーと赤ちゃんの外出 ・医療行為